

令和８年９月定例会月議会提出条例のあらまし

- 議案第９６号 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 非常勤消防団員等の葬祭補償に係る定額部分の額を引き上げます。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第９７号 大東市役所の位置を変更する条例
 - ・(1) 大東市役所の位置を変更します。
 - (2) この条例は、規則で定める日から施行します。

- 議案第９８号 大東市特別会計設置条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市新庁舎整備事業特別会計を設置します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第９９号 大東市職員収賄事案検証等委員会設置条例
 - ・(1) 市長の附属機関として、本市職員が収賄容疑で逮捕された事案の事実関係の整理及び原因の究明を行い、再発防止のための具体策を検討する大東市職員収賄事案検証等委員会を設置します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第１００号 大東市市税条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げます。
 - (2) 個人市民税における特定暗号資産に係る譲渡所得の課税方式等を見直します。
 - (3) この条例は、令和９年１月１日等から施行します。

- 議案第１０１号 大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) コンビニ等に設置されている端末機からの印鑑登録証明書の交付について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書による方法を加えます。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第 102 号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

- ・(1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備を行います。
- (2) この条例は、公布の日の翌日等から施行します。

● 議案第 103 号 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

- ・(1) 満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備を行います。
- (2) 小規模保育事業所等において、理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- (3) 母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が利用乳幼児の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。
- (4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に伴い、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加します。
- (5) この条例は、公布の日の翌日等から施行します。

● 議案第 104 号 大東市立認定こども園条例の一部を改正する条例

- ・(1) 幼保連携型認定こども園として、大東市立南郷こども園を設置します。
- (2) この条例は、令和9年4月1日等から施行します。

● 議案第 105 号 大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- ・(1) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行に伴い、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加します。
- (2) この条例は、公布の日等から施行します。

● 議案第１０６号 大東市景観条例の一部を改正する条例

- ・(1) 景観法（平成１６年法律第１１０号）が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
- (2) この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行します。

● 議案第１０７号 大東市長等の給料の特例に関する条例について

- ・(1) 本市の元職員が収賄の容疑で逮捕された事態を受け、令和８年１０月１日から同年１２月３１日までの間における市長、副市長及び教育長の給料及び地域手当を１０パーセント減額します。
- (2) この条例は、令和８年１０月１日から施行します。